

ID: 56

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	村田町歴史みらい館管理運営規則 第9条		
例規番号	平成6年教育委員会規則第8号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (入館制限)</p> <p>第9条 館長は、次の各号のいずれかにあてはまる者に対し、歴史みらい館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 施設、設備、資料又は展示物を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 管理上必要な指示に従わない者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日